

RCEP の特定原産地証明発給に関する FAQ

【1. RCEP 協定に関する全般的な内容について】

【2. 判定依頼について】

【3. 発給申請について】

【1. RCEP 協定に関する全般的な内容について】

Q1-1. RCEP 協定はどこから申請するのでしょうか。

A1-1. 現在の特定原産地証明書発給システムで、判定依頼や発給申請の際に、他の協定に加えて「RCEP 協定」が選択できるようになります。

(判定依頼画面)

※協定は後で変更すると入力したデータが無効になる場合がありますので、お間違えのないようにご注意ください。
判定事務所を選択しないと、登録住所の最寄りの事務所をシステムが自動的に選択します。

協定	協定選択	利用する協定を選択してください。
判定事務所	協定選択	

下記の欄のうち、◎のついた欄は必ず入力してください。

■判定依頼者
原産地判定依頼は、原則、当該製品の生産者（この場合、輸出者は生産者から当該製品を仕入れること）が行うことも可能です。
（料）を入手する必要があります。）
日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

◎	企業登録番号	
◎	和文氏名	
◎	和文社名（屋号）	
◎	郵便番号	
◎	所在地	

協定選択メニュー:

- 日メキシコ協定
- 日マレーシア協定
- 日チリ協定
- 日タイ協定
- 日インドネシア協定
- 日ブルネイ協定
- 日フィリピン協定
- 日スイス協定
- 日ベトナム協定
- 日インド協定
- 日ペルー協定
- 日オーストラリア協定
- 日モンゴル協定
- 日アセアン協定
- RCEP協定**

(発給申請画面)

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	協定選択	
発給事務所	協定選択	

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必ず入力してください。

■発給申請者
第一種特定原産地証明書の発給申請者が当該製品の生産者（この場合、輸出者は生産者から当該製品を仕入れること）が行うことも可能です。
（料）を入手する必要があります。）
日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

※発給申請者の情報を記入してください。
英文社名および英文住所

◎	企業登録番号	
◎	和文氏名	
◎	和文社名（屋号）	
◎	郵便番号	
◎	所在地	

協定選択メニュー:

- 日メキシコ協定
- 日マレーシア協定
- 日チリ協定
- 日タイ協定
- 日インドネシア協定
- 日ブルネイ協定
- 日フィリピン協定
- 日スイス協定
- 日ベトナム協定
- 日インド協定
- 日ペルー協定
- 日オーストラリア協定
- 日モンゴル協定
- 日アセアン協定
- RCEP協定**

Q1-2. RCEP 協定では一般税率（MFN）との逆転税率があると聞きました。自社の製品の関税率は安くなるのでしょうか。

A1-2. RCEP 協定では、協定の交渉が始まって以降に一般税率が引き下げられたことで、

一般税率よりも RCEP 協定の税率のほうが高いという、逆転税率が発生している場合があります。

輸出製品の関税率が RCEP 協定を利用することで低くなるかどうかについては、[World Tariff](#)にてご確認いただくか、相手国の輸入者にご確認ください。

- ・日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ「世界各国の関税率」（「World Tariff」）
<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

Q1－3．発給システムの複写機能など、既存の機能は使えますか。

A1－3．現在の発給システムで利用できる複写機能や TSV 入力機能は、RCEP 協定でも使用することができます。

【2．判定依頼について】

Q2－1．RCEP 協定では[税率差ルール](#)があると聞きました。税率差ルールの対象品目の場合、例えば「タイ」向けと「その他」で2つ判定を取得しないといけないのでしょうか。

A2－1．その通りです。税率差ルールの対象品目の場合、輸出先の仕向国ごとに判定を取得する必要があります。例えば、HS コード（6桁）が020110、7桁目以降が00の場合、中国が税率差ルールを定めているため、当該製品について RCEP 協定において仕向国に応じ、最大で2つ判定を取得する可能性があります（「中国」向けと「その他」）。

〔仕向国〕で税率差ルールを定めている国を選択した場合、発給申請の際もその〔仕向国〕にのみ発給申請ができます。「その他」を選択した場合、税率差ルールを定めている国を除いて、発給申請ができます。

（参考）特定原産地証明書発給申請マニュアル（事前準備編）

3.7 税率差ルールについて

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf#page=25

Q2－2．税率差ルールの対象品目の場合、同じ製品に対して判定番号を2つ取得することになりますが、発給申請の際はどのようにしますか。

A2－2．例えば、「タイ」向けの税率差率ルールの対象品目で判定依頼を取得した場合、発給申請の仕向国で「タイ」を選択したときだけ表示されます。「その他」向けで判定依頼を取得した場合、「タイ」以外の仕向国を選択したときだけ表示されます。2つの判定が同時に表示されることはありません。

Q2－3．RCEP 協定で、判定依頼の際に注意すべきポイントは[税率差ルール](#)以外にありま

すか。

A2-3. 証明書に生産者情報を記載するかどうかは判定依頼時に選択することになります。また、発給申請時に FOB 価額を記入するかどうかに関係するため、間接的に RVC を使うかどうかを考えていただく必要があります。詳しくは、特定原産地証明書発給申請マニュアル（事前準備編）および（発給システム操作編）をご参照ください。

（参考）特定原産地証明書発給申請マニュアル（発給システム操作編）

（RCEP 協定のみ）[生産者および所在地の証明書への記載] の項目

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf#page=32

産品情報入力画面について RCEP 協定の場合

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=62

Q2-4. 同意通知をもらっている産品の場合、証明書に生産者情報は表示されますか。

A2-4. 同意通知をもらっている産品の場合も、判定依頼の際に生産者情報を記載する／しないを選択した結果で、証明書に生産者情報を表示するかどうかが決まります。

Q2-5. 生産者名の「CONFIDENTIAL」はどのような時に使うのでしょうか。

A2-5. 生産者が生産者情報を証明書に記載したくないときに使用します。記載するかどうかは判定依頼の際に選択します。

Q2-6. 生産者を「記載しない」（CONFIDENTIAL や NOT AVAILABLE）を選択することで証明書が否認されることはないでしょうか。

A2-6. 協定上は、生産者が希望する場合「CONFIDENTIAL」や「NOT AVAILABLE」とすることが可能となっていますが、証明書の利用について不安がある場合は輸入者を通じて事前に相手国税関に確認いただくことをお勧めしています。

Q2-7. 異なる型番の産品は別々に判定依頼する必要がありますか。

A2-7. これまでの協定と同様、型番が異なる場合、原則として別々に判定依頼をしていただくこととなります。

【3. 発給申請について】

Q3-1. FOB 価額を CONFIDENTIAL にすることはできますか。

A3-1. FOB 価額は RVC の場合、必ず記入が必要になります。もし証明書に FOB 価額を記載したくない場合、判定の際に RVC 以外のルールを使用する必要があります。

Q3-2. RCEP 協定は「第三者」インボイスとありますが、輸出国（日本）や仕向国の国

内の企業の名前も記入できるのでしょうか。

A3-2. RCEP では「第三国」ではなく「第三者」インボイスとされているので、日本国内の第三者インボイスや仕向国の第三者インボイスを記入できます。なお、他の協定では「第三国」インボイスのままとなっています。

Q3-3. FOB 価額はどのタイミングのものを使用すればよいのでしょうか。

A3-3. 発給申請の際は、その輸出の際の FOB 価額を入力することとなります。

判定依頼の際に、付加価値基準を利用する場合、付加価値の割合を計算するために FOB 価額を使用する場合がありますが、その際は判定依頼のタイミングの FOB 価額（または工場出荷価格）で計算ワークシートを作成します。ただし、その後も定期的に付加価値の割合が基準を超えているかどうかをご確認ください。

Q3-4. 生産者の記載は発給申請の際に変更できますか。

A3-4. 生産者情報を記載するかどうかは判定依頼の際に選択するため、もし記載する／しないを変更したい場合、もう一度判定依頼してもらう必要があります。

Q3-5. FOB 価額が変更になった場合、再発給申請で訂正する必要がありますか。

A3-5. 協定上は IV の金額と完全一致している必要はないとされていますが、現地税関から求められれば再発給していただく可能性があります。

Q3-6. RCEP 協定では証明書が PDF ファイルで発給されると聞きました。証明書 PDF はどのようにダウンロードできますか。

A3-6. 発給システムからダウンロードできるようになります。詳細は、発給申請マニュアル（システム操作編）（P.95）をご参照ください。

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=95

また、証明書の有効期間（1年間）であれば何度でもダウンロードできます。1年を超えると、ダウンロードのボタンが無効になります。

Q3-7. 現在、自社は発給手数料を後日払いで支払っています。RCEP 協定でも引き続き後日払いを利用できるのでしょうか。

A3-7. 後日払い企業の場合、RCEP 協定でも後日払いで手数料をお支払いいただきます。手数料納付方法で「後日払い」が自動で選択されますので、事前振込や現金は選択できません。

以上